

高額所得者明渡請求事務処理要綱

(目的)

第1 この要綱は、神奈川県県営住宅条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「施行規則」という。）に規定する高額所得者に対する公営住宅の明渡指導及び明渡請求等に関する事務の処理について、必要な事項を定めるものとする。

(入居期間の算定)

第2 条例第35条第1項に規定する住宅の入居期間については、公営住宅の入居指定日から毎年10月1日までの期間を計算し、当該年度において5年以上を経過したか否かを判定する。

(明渡制度の周知)

第3 条例第35条第1項に基づく高額所得者である旨の認定通知に際しては、高額所得者の明渡請求制度に対する理解を深めるため、県営住宅明渡計画書等を送付し、必要な措置をとるものとする。

(面接指導対象)

第4 高額所得者に対する明渡し面接指導は、原則として認定者全員を対象とし、第5に定める住宅のあっせん等を含め1年以内の自主的明渡しを指導するものとする。ただし、第3に定める県営住宅明渡計画書等を提出した者で、明渡し予定時期が1年以内と確認できる書面を提出した者については、面接指導対象者から除外するものとする。

(住宅のあっせん等)

第5 条例第39条に基づく高額所得者に対してあっせんする住宅の範囲は次のものとする。

- (1) 賃貸住宅 都市再生機構及び神奈川県住宅供給公社（以下「公社」という。）の住宅
- (2) 分譲住宅 都市再生機構の普通及び特別分譲住宅並びに公社の一般分譲住宅
- (3) 借上公共賃貸住宅及び特定優良賃貸住宅（パートナーハウジング）

2 高額所得者から住宅のあっせんの申出があったときは、住宅等の地区、種類、規模、家賃等必要な事項を呈示して、適宜あっせんを行い、1年以内の住替えについて協議する。

(関係機関との調整)

第6 第5に定める住宅のあっせん等を円滑に行うため、公共住宅管理主体連絡協議会（以下「協議会」という。）において必要な連携及び調整に努めるものとする。

(明渡請求対象)

第7 条例第35条の規定による通知をした後、第4に定める指導を経てもなお明渡しに応じない者に対しては、別に定める「明渡請求対象者選定基準」により県営住宅明渡請求対象者選定に関する検討会議（以下「検討会議」という。）に付し、明渡請求の対象者として選定するものとする。

とする。

(個別調書)

第8 第7に定める検討会議には、事案ごとに次の事項を記載した「個別調書」(第1号様式)を作成し、総括表(第2号様式)と併せて提出するものとする。

- (1) 請求対象者の表示
- (2) 提案の理由
- (3) 予定明渡期限
- (4) 高額所得者認定の状況
- (5) 請求までの経緯
- (6) その他(参考資料等)

(明渡請求の方法)

第9 高額所得者に対する明渡請求の方法は、原則として内容証明書留郵便を配達証明により送付するものとする。

(明渡期限)

第10 条例第36条第2項の規定による明渡しの期限は、明渡請求をする日の翌日から起算して6月を越えた日の翌日の属する月の末日とする。

(明渡し期限の延長等)

第11 条例第37条の規定による明渡し期限の延長及び明渡しの請求を取り消す場合は、別に定める「明渡期限延長等基準」による。

(明渡訴訟)

第12 高額所得者が明渡請求を拒否し、明渡しの期限後においてもなお公営住宅を明渡さない場合においては、明渡請求訴訟の事前通告、明渡請求訴訟の提起にかかる県議会の議決を経た後、順次、明渡請求訴訟を提起するものとする。

2 前項の訴えを提起したもので、勝訴判決を得たものについては、必要に応じて強制執行の申立てをするものとする。

(記録の管理)

第13 高額所得者の明渡指導に関する記録は、「高額所得者管理票」(第3号様式)及びその附属文書により行うものとする。

(委任規定)

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成2年9月1日施行の「高額所得者に対する県営住宅明渡請求事務処理要綱」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年2月16日から施行する。
- 2 平成10年7月15日制定の「明渡請求対象者選定基準」及び「明渡請求猶予判定対象者抽出基準」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

個別調書

1 請求対象者

名義人氏名	生年月日	年齢	職業	入居年月日 (当初入居日)	面接番号
住所					
住宅名					

2 家族・勤務先

続柄	氏名	年齢	職業	勤務先等
名義人				
計	名			

3 明渡請求理由及び期限

(1)本件名義人は、公営住宅に引き続き5年以上入居し、平成14年度及び平成15年度の認定月額が、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）に規定する金額を超える高額の収入があるため。

(2)明渡請求書の到達する日の翌日から起算して6月を超えた日の翌日の属する月の末日は、

平成 年 月 日

※ 明渡請求日は、平成 年 月 日の予定

4 収入認定状況（10月1日認定日現在）

	氏名	続柄	所得金額	諸控除	認定月額
平成 年度					
	世帯合計		名		
平成 年度					
	世帯合計		名		

5 相談、指導の状況

(1) 高額所得者の認定状況（抜粋）

(2) 平成 年 月 日 「県営住宅明渡計画書」の提出 (有 ・ 無)

「住宅あっせん申出書」の提出 (有 ・ 無)

【県営住宅明渡計画書の主な内容】

(3)面接状況

① 平成 年 月 日 「面接通知」

平成 年 月 日 実施 ・ 未実施

「県営住宅明渡し事前相談書」の提出 (有 ・ 無)

【名義人からの事情聴取内容】

【県の指導】

② 平成 年 月 日 「面接通知」

平成 年 月 日 実施 ・ 未実施

【名義人からの事情聴取内容】

【県の指導】

第2号様式

【第 回 県営住宅明渡請求対象者選定に関する検討会議】

総括表

審査 番号	名義人氏名 (面接番号)	年齢	世帯 人数	収入認定		入居年月日 当初入居年月日	住宅名 (住宅世帯コード)
				認定年度	認定月額		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

